# 取引約款

**（約款の目的）**

第 1 条

本約款は、株式会社ユニコーン（以下「当社」といいます。）の株式投資型クラウドファンディングサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するお客さまとの権利義務関係を明確にすることを目的とするものであり、以下の条項に同意していただくものとします。

**（用語の定義）**

第 2 条

本約款における下記用語の意味は、以下のとおりとします。

（1）「株式投資型クラウドファンディング」とは、非上場株式の発行により、インターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金を集める仕組みです。

（2）「発行会社」とは、本サービスを通じて株式を発行し、資金調達を行う株式会社をいいます。

（3）「申込み」とは、募集株式の取得を目的とし、本サービスを通じて行う注文をいいます。

（4）「募集株式」とは、本サービスを通じて募集を行う株式をいいます。

（5）「申込期間」とは、募集株式の取得の申込みを受け付ける期間をいいます。

（6）「案件成立」とは、申込金額の総額が目標募集額に到達した場合において、申込期間中、いつ目標募集額に達したかにかかわらず、当該申込期間の最終日を起算日として 8 日間が経過し、9 日目に目標募集額全額が入金された段階で案件成立となります。

**（株式投資型クラウドファンディングのリスク及び留意点）**

第 3 条

株式投資型クラウドファンディング業務は非上場株式の募集の取扱いによる資金調達の手段であり、流通市場での取引が行われることを前提としていません。

お客さまは、以下のリスク及び留意点を十分理解し、お客さまの判断と責任において取引に参加するものとします。

また、募集株式の取得に当たっては、配当及び売却益等金銭的利益の追求よりむしろ、発行会社及びその行う事業に対する共感又は支援を主な旨としてご投資ください。

（1）募集株式に関するリスク及び留意点

①募集株式は、社債券のように償還及び利息の支払が行われるものではなく、配当が支

払われないことがあります。

②募集株式の発行会社の業績や財産の状況に変化が生じた場合、発行後の募集株式の時価が変動することによって、価値が消失する等、その価値が大きく失われるおそれがあります。

③募集株式は非上場の会社が発行する株式であるため、取引の参考となる気配及び相場が存在せず換金性が著しく劣り、売却したい時に売却できない可能性や、売却価格が希望するする価格よりも大幅に低下する可能性があります。また、募集価格は発行会社が設定したものであり、実際の株式価値を反映していない可能性があります。

④募集株式について、金融商品取引法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同程度の開示は義務付けられていません。

⑤募集株式に譲渡制限が付されている場合、当該非上場株式の売買を行っても権利の移転が発行会社によって認められない場合があります。

（２）発行会社に関するリスク

①発行会社が法的整理及び私的整理手続きに移行し、発行会社が債務超過となった場合等には、株主は投資金額の全部又は一部の返還が受けられない場合があります。

②発行会社を取り巻く環境の変化、競合他社の参入等により、事業計画が大幅に見直されるリスクがあります。

③お客さまが株主となった後、発行会社は追加の株式を発行することがあり、その場合お客さまの持株比率及び株式価値が低下する可能性があります。

④当社は、株式発行の有効性・適法性について取締役会議事録等の書類を確認しますが、株式発行の有効性・適法性を保証するものではありません。

⑤当社の審査は、発行会社が開示した情報及び当社質問に対する回答がすべて真実であることを前提としているため、当該前提が異なれば当該審査の結果が誤りとなる可能性があります。

（３）その他のリスク

お客さまから発行会社への株式募集に係る申込金額は、当社にお振込みいただいた後、日証金信託銀行株式会社に信託されて保全されますが、当社が破綻した場合に、そのタイミングによっては、当該申込金額の全部又は一部が返還不能となる可能性があります。

**（会員登録）**

第４条

当社が募集の取扱いを行う案件にお申込みいただくためには、会員登録が必要となります。ただし、以下の方の会員登録は出来ません。

（１）取引時の年齢が 20 歳未満又は 75 歳以上の方

（２）保有する金融資産が 200 万円未満の方

（３）リスク性の商品に対して１年以上の投資経験がない方
（４）投資について、「損失リスク」の知識がない方。
（５）投資資金が余裕資金でない方
（６）ご本人さま以外でお申し込みされる方
（７）反社会的勢力に該当される方
（８）成年後見人制度に係る家庭裁判所の審判を受けた方
（９）日本以外に居住地国がある方
（10）FATCA 上の米国人等に該当する方
（11）外国 PEPs に該当する方
（12）法人の方

2　会員登録の際に以下の事由等があった場合、当社の判断により登録を承認しないことがあります。また、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
（１）会員登録の申請に際して、届出事項が虚偽であると判明した場合
（２）当社が会員登録を相当でないと判断した場合

**（会員登録の手続き）**

第５条

会員登録を希望する方は、当社ポータル画面にて、以下の事項の入力及び確認等が必要となります。
（１）氏名、性別、住所、生年月日、メールアドレス、電話番号、職業の入力
（２）居住地国、外国 PEPs 該当者か否か、FATCA 該当者か否かの確認
（３）反社会的勢力でないことの確約
（４）取引約款等（取引約款、サイトの利用規約、投資に際しての重要な事項のご説明、プライバシーポリシー、電磁的方法による書面の交付及び徴求に関する同意事項）の確認及び同意
（５）取引銀行口座情報の入力
（６）適合性を確認するための取引情報（年収、資産の状況、取引の動機、投資目的、投資経験、投資知識、購入資金が余裕資金であること、日本語のやり取りが可能であること）の入力
（７）株式投資型クラウドファンディングに関するリスク・注意事項の確認

**（本人確認及び反社会的勢力の確認）**

第６条

会員登録の際に、本人確認書類として、以下のアップロードが必要となります。
（１）次の書類のうち現住所が記載されている書類を２種類
　　イ．運転免許証

ロ．パスポート
ハ．個人番号（マイナンバー）カード
ニ．写真付き住民基本台帳カード
ホ．在留カード
ヘ．特別永住者証明書
ト．住民票の写し
チ．健康保険証
リ．印鑑登録証明書

（２）現住所が記載されている本人確認書類が１種類しかない場合
現住所が記載された上記の本人確認書類１種類と現住所が記載された公共料金の領収書（同居する同姓の家族名義のものでも可）等をアップロードしていただきます。

２　当社は、本人確認書類と入力された情報をもとに本人確認を行います。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力か否かの確認を行います。

**（表明保証及び誓約）**

第７条

お客さまには、当社に届出を行った事項につき虚偽がないことを表明保証し、かつ将来届出を行う事項につき、虚偽がないことを誓約していただきます。

また、現在、次の（１）から（８）のいずれにも該当しないことを表明保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約していただきます。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう）
（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）
（３）暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
（４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
（５）総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為

等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（７）特殊知能暴力集団等（（１）から（６）までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

（８）その他（１）から（７）に準ずる者

さらに、自ら又は第三者を利用して次の（１）から（５）に該当する行為を行わないことも誓約していただきます。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

（５）その他（１）から（４）に準ずる行為

２　会員登録の手続きにおいて、当社が設定した確認および同意事項のチェックボックスにチェックして頂いた場合、前項の表明保証ならびに誓約いただいたものといたします。

**（表明保証及び誓約に違反した場合の対応）**

第８条

お客さまが前条の表明保証又は誓約に違反した場合は、当社はお客さまに対し、当該表明保証又は誓約の違反に起因して生じた損害の賠償を請求できるものとします。

また、お客さまが反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除させていただきます。

株式の購入後、お客さまが前条の規定に違反したことが明らかになった場合には、お客さまが保有する株式を当該株式の発行会社又は発行会社が指定する第三者に購入価額で譲渡していただきます。

なお、かかる譲渡は、発行会社からお客さまに対して、お客さまが前条に違反した旨及び譲渡の相手並びに時期を明記した通知がなされ、かかる通知がお客さまに到達した時点で自動的に効力が発生するものとします。また、この場合、当該発行会社及び譲受人が、当該株式の譲渡に伴う一連の手続き（株主名簿の名義書換を含む。）を行うことについて、本約款をもって事前に同意していただきます。

**（会員登録の完了）**

第９条

当社は、本人確認、反社会的勢力でないことの確認及び適合性の確認等当社所定の審査を行います。審査には相当の日数を要する場合があり、また、審査の結果によっては、会員登録を承認しないことがあります。

審査をクリアしたお客さまに対して、会員登録のための初期パスワードを記載した文書をお客さまの登録住所宛てに転送不要の簡易書留郵便にて郵送し、お客さまが受領した初期パスワードをログイン画面に入力することで、会員登録が完了いたします。

不適合となったお客さまに対しては、その旨の通知を電子メールにて行います。なお、会員登録の遅延又は不適合とされたことにより生じたお客さまの損害については、当社は一切その責を負わないものとします。

**（会員登録後の確認）**

第 10 条

当社は、以下の場合の他当社が必要と判断した場合に、当社所定の方法により必要な事項の確認を行うものとします。

（１）会員登録がご本人自身によるものであることに疑義が生じた場合

（２）お客さまの届出事項を最新の内容に保つために確認が必要であると認める場合

（３）その他当社が当社サービスを適正に行うために確認が必要であると認める場合

**（変更手続）**

第 11 条

次のいずれかに該当する場合は、ただちに当社に届け出るものとします。

（１）氏名、住所、メールアドレス、電話番号、振込口座等届け出事項を変更するとき

（２）家庭裁判所の審判により、後見、保佐、補助が開始されたとき

（３）任意後見監督人が選任され任意後見が開始されたとき

なお、変更手続きに際し、本人確認書類等当社の指定する書類を提出いただくことがあります。

**（勧誘の方法）**

第 12 条

当社は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うにあたって、当社が運営するポータルサイトを閲覧いただく方法及び当該方法にあわせて電子メールを送信する方法によってのみ投資勧誘を行います。それ以外の方法（電話、訪問等）により投資勧誘を行うことはありません。

募集の取扱いを行うにあたっては、ポータルサイトに発行会社の情報及び募集に関する以下の情報を表示いたします。

（１）発行会社の基本情報（プロジェクトの概要）

（２）募集要項
（３）会社情報
（４）事業計画
（５）リスク情報
（６）審査結果
（７）契約締結前交付書面

**（申込み）**

第 13 条

個別案件への申込みは、各募集案件の申込みページから以下の手順にて行うものとします。

（１）申込株数の入力

法令で定められている少額要件（一発行会社につき一人あたり年間投資額 50 万円以下）を満たしていることを表明保証していただいたうえで、申込株数を入力していただきます。なお、少額要件を満たしていないことが判明した場合は、当該申込は失効となります。

（２）確認及び表明等

確認書及び契約締結前交付書面の確認並びに反社会的勢力に該当しないことの表明について、それぞれのチェックボックスにチェックを行っていただきます。

（３）申込みの完了

上記の確認及び表明等を行い、「申込する」ボタンを押下することで、申込みが完了します。

（４）指定口座への申込金額の入金

申込完了日から起算して 3 営業日以内に当社指定口座へ入金していただきます。当社指定口座は、申込完了時に申込完了画面に表示されるほか、電子メールで送信します。また、入金すべき申込金額は、上記（１）で申込株数を入力した際に表示されるほか、電子メールで送信します。なお、当社指定口座への振込手数料はお客さまのご負担となります。

（５）失効の扱い

申込完了日から起算して 3 営業日以内に入金が確認されない場合、申込みは失効の扱いとなります。ただし、失効となった場合でも、募集期間中であれば再度の申込みは可能です。

（６）申込みの撤回等

申込みの撤回又は当該申込みに係る発行会社との間の契約の解除（以下「申込みの撤回等」といいます）は、申込日から起算して 8 日以内に行うことが可能であり、会員のマイページから申込撤回ボタンを押下することで行うことができます。申込みの撤回等を行った場合は、原則として当該申込みの撤回等を行った日から 3 営業日以内に当

該申込みの撤回等を行った会員の指定する銀行口座に返金します。この場合の振込手数料は当社が負担します。

**（キャンセル待ちの取扱い）**

第 14 条

当社は、申込金額の総額が目標募集額を超え上限募集額に到達した場合、当該時点以降、申込期間の最終日まで、キャンセル待ちの申込みを受け付けます。キャンセル待ちの申込みは、各募集案件の申込みページから以下の手順にて行うものとします。

（1）キャンセル待ちの申込み

希望申込株数の入力、確認書及び契約締結前交付書面の確認並びに反社会的勢力に該当しないことの表明については、前条（1）、（2）及び（3）に準じます。

（2）申込株数の確定

前条（1）の申込みをした他の会員から申込みの撤回等があった場合、当社は、キャンセル待ちの会員に対して先着順により申込株数を確定させます。当該申込株数は、上記（1）の段階で入力した希望申込株数に満たないことがあります。申込株数の確定結果は、電子メールで送信します。

（3）指定口座への申込金額の入金

上記（2）の電子メールを受け取ったキャンセル待ちの会員は、確定した申込株数及び申込金額を確認のうえ、3 営業日以内に当社指定口座へ入金していただきます。当社指定口座及び入金すべき申込金額は、申込株数が確定した時に申込完了画面に表示されるほか、電子メールで送信します。なお、当社指定口座への振込手数料はお客さまのご負担となります。

（4）失効の扱い

上記（2）の電子メールを受け取った日から起算して 3 営業日以内に入金がされなかった場合、申込みは失効の扱いとなります。

（5）申込みの撤回等

キャンセル待ち申込みの撤回等は、キャンセル待ちの申込日から起算して 8 日以内に行うことが可能であり、会員のマイページから申込撤回ボタンを押下することで行うことができます。キャンセル待ちの申込日から起算して 9 日以降は、申込株数が確定しているか否かにかかわらず、申込みの撤回等はできません。申込みの撤回等による返金については、前条（6）に準じます。

**（案件の成否）**

第 15 条

申込金額の総額が目標募集額に到達した場合は、申込期間中、いつ目標募集額に到達したかにかかわらず、当該申込期間の最終日を起算日として 8 日間が経過し、9 日目に目標募集

額全額の入金が確認された段階で当該募集案件は成立となります。
２　申込金額の総額が目標募集額を下回った場合は、当該募集案件は不成立となります。申込金額の総額が目標募集額を上回った場合は、申込期間中、上限募集額に到達するまで申込みを受け付けますが、上限募集額を超えて株式の追加発行は行いません。申込金額の総額が上限募集額に到達した場合は、当該時点以降、申込期間の最終日まで、前条によりキャンセル待ちを受け付けます。

**（案件成否確定後の会員へのご連絡）**
第 16 条
　案件成立の場合、案件成立が確定した時点でその旨をポータルサイトに表示するとともに、会員に対して、電子メールでお知らせします。また、会員のマイページにおいても、契約の成立年月日、商品名、購入株数、1 株当たりの株価及び購入金額等の表示がなされ、これらは PDF ファイル形式で提供されます。それをもって契約締結時交付書面（取引報告書）とします。
２　案件成立の場合、当社は、発行会社に対し、払込期日に入金を行います。投資者は、当該払込期日をもって株主となり、株主名簿に記載又は記録されます。株式の受渡しの状況については、会員に対する電子メール及び会員のマイページでお知らせするほか、発行会社の作成する株主名簿により確認することができます。
３　案件不成立の場合には、不成立が確定した時点でその旨を会員に対する電子メールでお知らせするほか、ポータルサイトにも表示します。なお、当該表示の日から 2 週間以内に申込みをした会員に申込金を返金します。この場合の振込手数料は当社が負担します。

**（募集終了後における発行会社の情報の定期的な提供）**
第 17 条
　発行会社についての半期毎の決算状況、四半期毎の増資資金の使途状況（当社が取り扱った株式投資型クラウドファンディングに係る増資資金に限ります。）及び事業の状況について、当該発行会社の株式を取得した会員のマイページに掲載します。
　なお、当該情報は発行者からの情報提供に全面的に依拠し、当該情報提供による責は発行会社が負うものとし、当社は一切の責を負いません。

**（不保証）**
第 18 条
　お客さまは、第 3 条に記載する株式投資型クラウドファンディングのリスク及び留意点を十分理解し、自らの判断と責任において申込みを行うものであり、当社は当社サービスの結果について何ら保証するものではありません。

**（募集の取扱いの中止）**

第 19 条

以下に掲げる事由が発生した場合、発行会社と協議のうえ、募集の取扱いを中止します。

（１）発行会社が、株式投資型クラウドファンディング業務を開始した後に、反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合

（２）発行会社を審査する際に、発行会社から受け取った資料に虚偽の記載や重大な過失に基づく誤りが発覚した場合

（３）当社が法令及び日本証券業協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等を求められた場合

（４）当社が業務執行不能な状態に陥った場合

（５）発行会社の事由により株式の募集を取りやめることとした場合

（６）天災地変、政変等、不可抗力と認められる事由の発生により、募集の取扱いが不能となった場合

（７）その他、投資者保護等の観点から、当社が募集の取扱いを中止することが適当であると判断した場合

２　募集の取扱いを中止する場合は、当社ポータルサイト上のトップページにて公表します。

３　募集の取扱いを開始した後に発行会社の状況が、審査時と異なること又は変化したことが判明し、当社が審査の判断を変更しなければならないと判断した場合は、当該変更内容を当社ポータルサイトに開示します。

**（問い合わせ及び回答方法）**

第 20 条

お客さまからの取引内容、当社のサービス等に関する問い合わせのほか、システム障害発生時や募集の取扱いを中止する場合等の問い合わせについては、当社ポータルサイト上の問い合わせ窓口又はメールにて承り、当社からの回答は、メールにて行います。

当社ポータルサイト「ユニコーン」https://unicorn-cf.com

電子メール　support@unicorn-cf.com

**（自己資本規制比率に係る規制及び投資者保護基金への加入義務の適用除外等）**

第 21 条

当社は、金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されません。また、同法第 29 条の 4 の 2 第 9 項及び第 10 項の規定により株式の券面の預託を受けることができません。

**（通知）**

第 22 条

当社からの通知は原則として、すべて書面又は電磁的方法によるものとし、書面による場合は、転送不要の簡易書留郵便にて、お客さまがご登録いただいた住所に郵送するものとします。

2　お客さまがご登録いただいた住所に郵送された当社からの通知が、転居、不在その他お客さまの責めに帰すべき事由によって延着又は到着しなかった場合においても、通常通り到達すべき時に到達したものとします。

**（免責事項）**

第 23 条

当社は、以下に掲げる損害については、その責を一切負いません。

（１）　当社の故意又は重大な過失に起因するものでなく、お客さまの ID、パスワードその他の個人情報が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害

（２）　通信システム又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

（３）　通信システム、インターネット及びコンピュータシステムの障害若しくは第三者の妨害等による情報伝達の不能、遅延又は誤動作により生じた損害

（４）　発行会社による虚偽の事実の告知等により生じた損害

（５）　お客さまが、本約款、その他の当社との契約事項に反したことにより生じた損害

（６）　本約款 3 条に記載のリスクの顕在化により生じた損害

**（退会）**

第 24 条

本サービス会員からの退会をご希望の方は、マイページから退会できます。手続き後はマイページのご利用を停止させていただきます。

なお、退会手続きに際して、必要がある場合には、当社よりお客さまにご連絡させていただく場合があります。

**（当社役職員等による投資）**

第 25 条

当社役職員及びその近親者は、募集案件に投資者として参加する場合があります。

**（準拠法・合意管轄）**

第 26 条

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2　お客さまと当社の間の当社サービスに関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**（本約款の変更）**

第 27 条

本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。その場合は、当社ポータルサイトに改定された旨及び改定後の本約款を速やかに開示します。

以　上